



2026年6月25日

各位

会社名 株式会社アドバンスト・メディア
代表者名 代表取締役会長兼社長 鈴木 清幸
(コード: 3773)
問合せ先 取締役副社長経営推進本部長 立松 克己
(TEL. 03-5958-1031)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年6月25日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 処分期日	2026年7月22日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 60,000株
(3) 処分価額	1株につき 1,012円
(4) 処分総額	60,720,000円
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	取締役 5名(※) 60,000株 (※) 社外取締役及び監査等委員である取締役を除く

2. 処分の目的及び理由

当社は、2019年6月26日開催の第22回定時株主総会において、当社の社外取締役を除く取締役と株主様との中長期的な価値共有を目的とした報酬制度実現のため、当社の社外取締役を除く取締役を対象とする譲渡制限付株式報酬制度の導入をご承認いただいております。

その後当社は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、2024年6月26日開催の第27回定時株主総会において、従来の譲渡制限付株式報酬制度と同様の目的で、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象として譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することとし、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額300百万円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年間から10年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、年 60,000 株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。



また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今回は、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計60,720,000円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）、普通株式60,000株を付与することといたしました。また、本制度の導入目的である中長期的な株主様との価値共有と、当社が掲げる事業目標等を鑑みまして、譲渡制限期間を5年としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役5名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3.のとおりです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間 2026年7月22日～2031年7月21日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社グループ会社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役が任期満了又は定年その他正当な事由により退任した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役が、当社又は当社グループ会社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）のいずれの地位からも任期満了又は定年その他正当な事由により退任した場合には、対象取締役の退任の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

対象取締役が、自己の都合により退任した場合には、対象取締役の退任の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役の都合による退任が正当な事由以外の事由に基づくものである場合には、対象取締役の退任直後の時点又は本処分期日の属する事業年度経過後3か月を超えた直後の時点のいずれか遅い時点をもって、譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任した時点において保有する本割当株式の数に、次の各号が定める数を乗じた数の株式数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）とする。

(i) 対象取締役が任期満了により退任した場合

対象取締役における当社の第30期事業年度開始時点から起算した在職期間（月単位）を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）。ただし、当該退任が、当社からの重任要請を辞退したことによる場合は、対象取締役における当社の第30期事業年度開始時点から起算した在職期間（年単位）を5で除した数。

(ii) 対象取締役が任期途中で退任した場合

当該退任が、死亡、病気又は対象取締役の親族の介護若しくは養育等による場合は、対象取締役における当社の第30期事業年度開始時点から起算した在職期間（月単位）を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）。

また、当該退任が会社都合による場合は、対象取締役における当社の第30期事業年度開始時点から起算した在職期間（月単位）を60で除した数。

(4) 当社による無償取得



当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、対象取締役における当社の第30期事業年度における職務執行開始日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第30期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年6月24日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所グロース市場における当社の普通株式の終値である1,012円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上